

災害対策基本法等の一部改正について

令和3年5月17日
京都府災害対策課

1 主な改正点

○避難情報の見直し

- ・警戒レベル4「避難勧告」と「避難指示（緊急）」を「避難指示」に一本化
- ・災害が発生・切迫し、指定緊急避難場所等への立退きがかえって危険であると考えられる場合に直ちに安全確保を促す警戒レベル5「緊急安全確保」を位置づけ

<備考>

警戒レベル	現 行	改正後
警戒レベル5	災害発生情報	緊急安全確保
警戒レベル4	避難勧告、避難指示（緊急）	避難指示
警戒レベル3	避難準備・高齢者等避難開始	高齢者等避難

○高齢者等の避難の実効性確保のための見直し

- ・市町村による個別避難計画^(※)の作成を努力義務化
- ※避難行動要支援者ごとに支援者、避難施設、避難経路等を記載した計画

<備考>

おおむね5年程度で取り組むこととし、地方交付税を市町村へ新たに措置

○広域避難の実効性確保のための見直し

- ・災害発生のおそれがある段階において、要避難者を一定期間他の市町村の区域に滞在（広域避難）させるために市町村間の協議の仕組みを創設

2 スケジュール

- 3月5日 閣議決定
4月28日 成立
5月10日 公布 「避難情報に関するガイドライン」公表
5月20日 施行 新たな避難情報の運用開始

3 留意事項

- 法改正内容等を反映した地域防災計画の修正について府防災会議で上程予定
- 防災基本計画についても改正法の内容等が反映される予定
→市町村地域防災計画についても検討を加え、必要と認める場合は修正が必要
- 改正法の施行をもって、新たな避難情報の運用が開始
→避難情報の発令基準の見直しが必要

趣旨

頻発する自然災害に対応して、災害時における円滑かつ迅速な避難の確保及び災害対策の実施体制の強化を図るため、以下の措置を講ずることとする。

改正内容

1. 災害対策基本法の一部改正

①災害時における円滑かつ迅速な避難の確保

1) 避難勧告・避難指示の一本化等

<課題>

本来避難すべき避難勧告のタイミングで避難せず、逃げ遅れにより被災する者が多数発生。避難勧告と指示の違いも十分に理解されていない。

住民アンケート
・避難勧告で避難すると回答した者：26.4%
・避難指示で避難すると回答した者：40.0%

<対応>

避難勧告・指示を一本化し、従来の勧告の段階から**避難指示**を行うこととし、避難情報のあり方を包括的に見直し。



避難情報の報道イメージ（内閣府で撮影）

2) 個別避難計画（※）の作成

※ 避難行動要支援者（高齢者、障害者等）ごとに、避難支援を行う者や避難先等の情報を記載した計画。

<課題>

避難行動要支援者名簿（平成25年に作成義務化）は、約99%の市町村において作成されるなど、普及が進んだものの、いまだ災害により、多くの高齢者が被害を受けており、避難の実効性の確保に課題。

近年の災害における犠牲者のうち高齢者（65歳以上）が占める割合
令和元年東日本台風：約65% 令和2年7月豪雨：約79%

<対応>

避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難を図る観点から、**個別避難計画について、市町村に作成を努力義務化**。

（任意の取組として計画の作成が完了している市町村 約10%
任意の取組として一部の計画の作成が完了している市町村 約57%）

※併せて、マイナンバー法を改正し、名簿・計画の作成等に当たりマイナンバーに紐づく情報を活用



避難行動要支援者が災害時に避難する際のイメージ

3) 災害発生のおそれ段階での国の災害対策本部の設置／ 広域避難に係る居住者等の受入れに関する規定の措置等

災害発生のおそれ段階において、国の災害対策本部の設置を可能とするとともに、市町村長が居住者等を安全な他の市町村に避難（広域避難）させるに当たって、必要となる市町村間の協議を可能とするための規定等を措置。



大規模河川氾濫時の他市町村への避難イメージ

②災害対策の実施体制の強化

- 1) 非常災害対策本部の本部長を内閣総理大臣に変更
- 2) 防災担当大臣を本部長とする特定災害対策本部の設置（※）
※非常災害に至らない、死者・行方不明者数十人規模の災害について設置
- 3) 内閣危機管理監の中央防災会議の委員への追加



令和2年7月豪雨時の非常災害対策本部

2. 内閣府設置法の一部改正

内閣府における防災担当大臣の必置化

3. 災害救助法の一部改正

非常災害等が発生するおそれがある段階における災害救助法の適用

国の災害対策本部が設置されたときは、これまで適用できなかった災害が発生する前段階においても、災害救助法の適用を可能とし、都道府県等が避難所の供与を実施。

目標・効果

○広域避難に関する取組の推進

広域避難を検討している市町村における広域避難のための協定の締結割合 2020年度：80% ⇒ 2025年度：100%

公布日：令和3年5月10日

施行期日：令和3年5月20日

避難行動要支援者に係る個別避難計画の作成促進について

背景

- 災害対策基本法改正により、個別避難計画について、市町村に作成が努力義務化された。
- 内閣府により「個別避難計画作成モデル事業（都道府県事業/市町村事業）」を実施することとなったため応募したところ、京都府及び福知山市が採択された。

内閣府モデル事業

- 市町村が効果的・効率的な作成プロセスのモデルを創出し、都道府県域内でモデルを展開する取組を支援するもの。
- 市町村は、個別避難計画作成プロセス（作成手順や関係者の選定等）の構築及び計画策定を実施する。
- 都道府県は、市町村事業の成果等を共有する場を設定し、普及促進するなどの取組を支援する。

京都府の取組内容

- 福祉部局、防災部局が市町村にヒアリングを実施し、市町村ごとに個別避難計画作成に係る現状及び課題を洗い出す。
- 地域のハザード情報、避難行動要支援者の状況、居住実態等から、個別避難計画作成の優先度の考え方について一定の基準を検討する。
- 福祉施設関係団体等とも連携し、各市町村で最適な計画作成プロセスの構築ができるよう支援する。

水害等避難行動タイムライン(災害・避難カード)の普及について

1 趣旨(目的)

平成30年7月豪雨において避難情報の発令が住民避難に結びついていなかったことを踏まえ、令和5年度までに、地域内に土砂災害警戒区域又は大規模な浸水(想定浸水深3m以上)を有する府内全ての自主防災組織(1,534地域)において、市町村と連携し、水害等避難行動タイムラインの作成を目指し、地域住民が声を掛け合いながら自主的に避難する共助体制を構築する。

2 これまでの取組状況

○平成30年度

平成30年7月豪雨で特に大きな被害を受けた中丹地域3市(福知山市、舞鶴市、綾部市)でモデル事業を実施。

○令和元年度

特定地域防災協議会(*)を設置した3市1町(宇治市、亀岡市、八幡市、久御山町)で作成支援。

*「災害からの安全な京都づくり条例」に基づき、大規模な災害が想定される地域で、府、国、市町村、地域住民等により構成した防災対策を円滑かつ効率的に実施するための協議会を上記4市町で設置。

○令和2年度

京丹波町で、簡易版タイムライン(災害・避難カード)の説明会を実施。

京丹後市で水害等避難行動タイムライン作成支援を実施。

※独自の取組等により作成済みの地域：京都市、京田辺市、井手町、与謝野町

3 令和3年度取組について

水害等避難行動タイムラインの作成を加速化させるため、防災士等をはじめとした水害等避難行動タイムライン作成支援人材制度を創設し、各自主防災組織等での水害等避難行動タイムライン作成に対する派遣支援を実施。

また、市町村が実施する自主防災組織等向けの防災講演会等において、府から自主防災組織等に対して作成を呼びかけるなど普及・啓発を実施。

※水害等避難行動タイムラインとは

- ・「いつ」「どこへ」「どのように」避難するのかをあらかじめ時系列で整理し決めておくもの。
- ・水害や土砂災害等の地域の個別の災害を対象として、自主的な避難行動を行うための目安(きっかけ)である「避難のスイッチ」と次善(セカンドベスト)の避難場所を設定し共有。
- ・タイムライン作成を通じて地域住民がみんなで声を掛け合いながら自主的に避難する共助体制

令和3年度当初予算案主要事項（令和2年度2月補正含む）説明

危機管理部
政策企画部

事業名	安心・安全な避難行動促進事業費	新規・ 継続の別	新規										
予算額	36,500千円	国庫	起債	その他	一般財源								
		-	-	-	36,500								
事業内容 目的 対象 方法等	<p>1 趣旨・目的 災害危険地域における水害等避難行動タイムラインの作成を加速化するとともに、避難所運営訓練等の取組を支援する。</p> <p>2 内 容</p> <p>(1) 水害等避難行動タイムライン作成支援費【①】 6,500千円 (地域振興計画推進費(再掲))</p> <p>災害危険地域におけるタイムライン作成の取組に対し、防災士等を派遣 ※災害危険地域：土砂災害警戒区域又は想定浸水深3m以上の地域</p> <p>(2) 避難所運営訓練等支援費【②】 30,000千円</p> <p>府作成指針に基づき新規作成又は見直しが行われたタイムラインを活用する地域において、市町村が実施する避難所運営訓練等の取組を支援</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 20%; text-align: center;">補助金名</td> <td style="text-align: center;">避難所運営訓練等支援費補助金</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">実施主体</td> <td style="text-align: center;">府内市町村</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">対象経費</td> <td> タイムラインを活用する避難行動及び避難所運営訓練の実施に要する資機材購入経費等 <避難所運営訓練の内容例> ・避難所設営 (パーテーション、簡易トイレ、発電機等) ・避難所受付・誘導 (非接触式検知器(サーマルカメラ)等) など </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">補助率・ 補助上限</td> <td> 1/2以内 避難所運営訓練等の回数に応じ設定した上限以内 (1市町村当たり) (20回以上 …上限 2,000千円 20回未満5回以上 …上限 1,500千円 5回未満1回以上 …上限 1,000千円) </td> </tr> </table>					補助金名	避難所運営訓練等支援費補助金	実施主体	府内市町村	対象経費	タイムラインを活用する避難行動及び避難所運営訓練の実施に要する資機材購入経費等 <避難所運営訓練の内容例> ・避難所設営 (パーテーション、簡易トイレ、発電機等) ・避難所受付・誘導 (非接触式検知器(サーマルカメラ)等) など	補助率・ 補助上限	1/2以内 避難所運営訓練等の回数に応じ設定した上限以内 (1市町村当たり) (20回以上 …上限 2,000千円 20回未満5回以上 …上限 1,500千円 5回未満1回以上 …上限 1,000千円)
補助金名	避難所運営訓練等支援費補助金												
実施主体	府内市町村												
対象経費	タイムラインを活用する避難行動及び避難所運営訓練の実施に要する資機材購入経費等 <避難所運営訓練の内容例> ・避難所設営 (パーテーション、簡易トイレ、発電機等) ・避難所受付・誘導 (非接触式検知器(サーマルカメラ)等) など												
補助率・ 補助上限	1/2以内 避難所運営訓練等の回数に応じ設定した上限以内 (1市町村当たり) (20回以上 …上限 2,000千円 20回未満5回以上 …上限 1,500千円 5回未満1回以上 …上限 1,000千円)												
担当課 担当名	①災害対策課 計画・救助係 ②災害対策課 情報・対策係	課・担当 電話番号	075-414-4475 075-414-4472										

防災パトロール（危険予想箇所点検）の概要

1 目的

京都府内における河川、ため池、崖崩れ、宅地造成地など、災害に際して、危険が予想される箇所について、防災関係機関の職員によって点検を行ない、必要な対策を講ずることにより、各市町村の防災体制の確立を図るもの。京都府地域防災計画一般編第2編第21章防災訓練・調査計画にも明記。

2 実施内容

例年、出水期の前に市町村長を実施責任者とし、市町村及び関係機関担当者とパトロール班を編成して行なう。実施に際しては、別紙の実施要領を参照すること。

3 留意点

- ・点検で確認した内容は、住民、特に高齢者等の要配慮者が的確な避難が行えるよう、個別避難計画の作成や、事前に情報の周知徹底をすることにより、対策に万全を期すること。
- ・実施に際しては、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、人数の縮減を図りつつ、対策を徹底のうえ、巡回すること。

〈参考〉京都府地域防災計画一般編（抜粋）

第21章 防災訓練・調査計画

第2節 防災調査計画

第1 計画の方針

京都府の地域における河川、ため池、山くずれ、高潮並びに宅地造成地及び高層建築物などで災害発生時に危険が予想される箇所の事前調査等を行い、防災体制の整備強化を図る。

第2 計画の内容

1 防災パトロール

市町村長が実施責任者となり、市町村並びに府の防災担当責任者及び警察、自衛隊等の災害対策関係者が共同して、災害時に危険が予想される箇所を調査して、それぞれ問題を想定してはその対策を検討し、必要な指示、指導を行うものとする。

実施計画は、各市町村が行い、関係機関の協力を求める。

なお、実施方法は、「防災パトロール実施要領」によるものとする。

2 被害想定規模の調査

風水害等被害要因を検討し、被害を想定して、これらに対する予防、応急及び復旧の諸対策の意見をまとめ関係機関に周知する。

調査研究の実施計画は京都府の機関が行い、関係機関及び学識経験者の協力を求める。